

## 日本公民館学会理事選挙規程

(目的)

第1条 本規定は日本公民館学会（以下、本会とする）会則第9条に基づき、理事選挙に必要な事項を定めたものである。

(選挙選出理事の基準)

第2条 理事の選出基準は以下のとおりとする。

- 1 理事は会員の中から地域ブロック及び全国から選出する。
- 2 地域ブロックは別表のとおりとする。
- 3 地域ブロックは会員が現在研究活動の拠点としている都道府県に基づき、本人の申告により決定する。但し、申告のない場合は登録先とする。

(選挙選出理事の定数)

第3条 選挙選出理事の定数は、地域ブロック毎に1名と別に全国9名を加えた数を定数とする。

(選挙管理委員会)

第4条

選挙による理事選出のために選挙管理委員会（以下、委員会）を設置する。

- 2 委員会は委員3名をもって構成し、委員は会員の中から理事会が委嘱する。
- 3 委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
- 4 委員会は、理事会に選挙結果の報告を行った後、委員の委嘱を解く。
- 5 委員会及び理事選挙に関する書類は学会事務局において保管する。

(委員会の業務)

第5条 委員会は次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 選挙の告示に関すること。
- (2) 選挙人及び被選挙人の確認に関すること。
- (3) 選挙実施通知状の作成及び送付並びに投票用紙など選挙に必要な書類の作成及び交付に関すること。
- (4) 投票及び開票の管理並びに選出された者の決定に関すること。
- (5) その他、選挙の事務に関すること。

(選挙権及び被選挙権)

第6条 選挙人及び被選挙人は本会の会員とする。但し、選挙が行われる年度に入会した会員は被選挙権を有しない。

- 2 選挙が行われる年度に入会した会員は、選挙管理委員会が選挙人資格の確認を行う日までにその年度の会費を納入したことが確認できた場合に限り、選挙権を有する。
- 3 選挙が行われる年度を含み2年以上会費が未納の会員は選挙権及び被選挙権を有しない。

(選挙の方法)

第7条 理事の選挙は3名連記による無記名投票とする。そのうち1名は選挙人の所属するブロックから選ばなければならない。

- 2 当選人は票数順とし、同順位が生じた場合には、選挙管理委員会の行う抽選により決定する。
- 3 理事に欠員が生じた場合は、理事会の決定により補充し、直近の総会に報告する。

(補則)

第8条 その他理事選挙に関する必要事項は総会で定める。

別表

地域ブロック	所属都道府県名
北海道・東北	北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島
北関東	茨城 栃木 群馬 埼玉
南関東	千葉 神奈川
東京・海外	東京 海外
甲信越・北陸	新潟 富山 石川 福井 山梨 長野
東海	岐阜 静岡 愛知 三重
近畿	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山
中国・四国	鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知
九州・沖縄	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄

2006年6月12日一部改正  
2006年7月18日一部改正  
2008年10月25日一部改正  
2018年12月15日一部改正  
2021年12月4日一部改正